

山形市地域生活支援拠点等の事業所の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年市規則60号。）第33条第2項の規定に基づき、障がい者等の重度化、高齢化及び「親亡き後」に備え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障がい者等の生活を地域全体で支えるための地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

(2) 地域生活支援拠点等 法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。

(3) 拠点等機能 地域生活支援拠点等が有する機能であって、次のアからオまでに掲げるものをいう。

ア 相談 緊急時の支援が見込めない障がい者等の世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等（以下「緊急の事態等」という。）に必要な障がい福祉サービス等の利用調整及び相談その他必要な支援を行う機能をいう。

イ 緊急時の受入れ及び対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の事故、不在、急病等による緊急の事態等が生じた場合における障がい者等の受入れ及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能をいう。

ウ 体験の機会及び場の提供 地域生活への移行及び親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービス等の利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。

エ 専門的人材の確保及び養成 医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。

オ 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応することができる障がい福祉サービス

等の提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

- (4) 地域生活支援拠点等事業所 拠点等機能の全部又は一部を担うものとして第4条第2項の規定による認定を受けたものをいう。

(地域生活支援拠点等事業所の対象者)

第3条 地域生活支援拠点等事業所の認定を受けることができるものは、山形市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業所又は施設とする。

- (1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスを行う事業所又は障がい者支援施設
- (2) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業又は一般相談支援事業を行う事業所
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う事業所
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障がい者等の福祉の向上に資する事業を行うものとして山形市福祉事務所長（以下「所長」という。）が特に認める事業所

(地域生活支援拠点等事業所の認定等)

第4条 地域生活支援拠点等事業所の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ所長に協議した上で、次に掲げる書類を所長に提出するものとする。

- (1) 地域生活支援拠点等事業所認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 地域生活支援拠点等の機能に関連する届出（別記様式第2号）
- (3) 拠点等機能を担う旨が規定された事業所等の運営規程の写し
- (4) 次に掲げる書類

ア 前条第1号から第4号までに規定する事業所等にあつては、当該事業を行う者として市長又は山形県知事から指定を受けていることを証する書類の写し

イ 前条第5号に規定する事業所等にあつては、公的な機関から障がい者等の福祉の向上に資する事業を行う者として認められたことを証する書類の写し

- (5) その他所長が特に必要と認めるもの

2 所長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、地域生活支援拠点等事業所認定（不認定）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 所長は、地域生活支援拠点等事業所の名称、当該地域生活支援拠点等事業所が担う拠点等機能その他所長が必要と認める事項を公表するものとする。

- 4 地域生活支援拠点等事業所を運営する者（以下「事業者」という。）は、当該地域生活支援拠点等事業所の認定に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所変更届出書（別記様式第4号）を所長に提出するものとする。
- 5 事業者は、地域生活支援拠点等事業所を廃止し、又は休止するときはその1月前までに、休止した後再開したときは再開後10日以内に、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（別記様式第5号）を所長に提出するものとする。
- 6 事業者は、拠点等機能に係る事業の実施の内容を記録し、所長から当該記録の提出を求められたときは、速やかに当該記録を提出しなければならない。
- 7 所長は、必要に応じ、事業者に対し運営状況に係る報告を求め、及び調査を実施することができる。

（地域生活支援拠点等事業所の認定の取消し等）

第5条 所長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該地域生活支援拠点等事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 当該地域生活支援拠点等事業所が担う拠点等機能の役割を果たすことができないと所長が認めるとき。
 - (2) 前条第6項の規定による記録の提出又は同条第7項の規定による報告若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、不正又は著しく不当な行為をしたと所長が認めるとき。
- 2 所長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該事業者に対し地域生活支援拠点等事業所認定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等事業所の認定に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。